

## 玉川総合支所庁舎・区民会館の改築基本構想（案）について

(付議の要旨) 玉川総合支所庁舎・区民会館の改築基本構想（案）を取りまとめたので、報告する。

### 1 主 旨

玉川総合支所庁舎・区民会館については、老朽化への対応や分散している庁舎機能の集約を図るため、平成 31 年度の開設をめざして改築することとし、平成 25 年 10 月に新庁舎等の基本構想の策定に着手した。

この間、26 年 6 月に基本構想（素案）を公表し、住民説明会等を実施した。このたび、玉川総合支所庁舎・区民会館の改築基本構想（案）がまとまったので報告する。

### 2 経 緯

平成 25 年	9 月	区民生活常任委員会（改築を目指し、基本構想に着手する）
	10 月	改築基本構想の策定に着手
平成 26 年	2 月	区民生活常任委員会（敷地拡張に向け取り組む） 来庁者への聞き取り調査 改築だより第 1 号発行
	5 月	政策会議（基本構想素案）
	6 月	区民生活常任委員会（基本構想素案） 改築だより第 2 号発行
	7 月・8 月	住民説明会
	10 月	改築だより第 3 号発行

### 3 改築の基本方針等

#### (1) 建設にあたっての基本理念

「区民にとって快適な行政サービスを提供し、安全で安心な区民生活を守る防災拠点としての玉川総合支所庁舎・区民会館」を基本理念とする。

#### (2) 建設にあたっての基本方針

##### 基本方針 1 災害時対応機能の強化

被災情報の収集や調達物資の搬出入など被災した区民への支援を的確かつスピーディに行う、玉川地域の安全・安心の核となる庁舎・区民会館を目指す。

##### 基本方針 2 ユニバーサルデザインの推進

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例に基づき、すべての人が便利で心地よく利用できる庁舎・区民会館を目指す。

### 基本方針3 環境共生の推進

世田谷区公共施設省エネ指針に基づき、二酸化炭素の排出量を削減するとともに、庁舎・区民会館の規模や機能については、周辺の街並みとの総合的な調和を図りながら環境の保全に配慮する。

### 基本方針4 まちの賑わいの創出

コミュニティ広場や区民会館ホール・集会室などを整備し、地域活動団体等のイベントの開催や地域の情報発信拠点などの機能を確保するとともに、憩いの場、ゆとりのある歩行者空間の確保を図る。

## 4 素案からの主な変更点について

- (1) 隣地の一部(約350㎡)について取得が完了し、新庁舎の敷地面積は約3,830㎡となる。庁舎東側に地下駐車場への車両出入口を整備する。
- (2) 駐車台数を43台から46台に増加する。
- (3) 防災倉庫については、今後の備蓄の充実を見込み、100㎡と想定した。
- (4) まちの賑わいの場の創出の一環として、コミュニティ広場やパサージュ(通り抜け空間)にドライミストの設置など、快適な集いの空間づくりを検討する。

ドライミストとは、水を微細な霧の状態にして噴射し、蒸発する際の気化熱の吸収を利用して周辺の気温を下げる冷却装置。水の粒子が小さいためすばやく蒸発し、肌や服が濡れることもない。

## 5 今後の予定

平成26年12月16日	区民生活常任委員会報告(基本構想案) 基本構想策定
平成27年1月~	設計事業者プロポーザルによる選定
平成27年4月	設計事業者契約
平成27年度	基本設計・実施設計
平成28年度	実施設計、仮庁舎の建設
平成29年度	現庁舎解体、新庁舎建設工事
平成31年度	新庁舎等での業務開始、仮庁舎の解体